



選挙特集
臨時号

7月11日(日)
午前7時～
午後8時

参議院議員選挙

問い合わせ

選挙管理委員会
事務局
(市役所北庁舎1階)



スポーツセンターでの開票風景

7月11日(日)は参議院議員選挙の投票日です。
この選挙は、これからの国政の担い手を決める大事な選挙です。
貴重な一票を大切に、必ず投票しましょう。

投票・投票用紙

参議院議員選挙の投票は2票制で、東京都選出と比例代表選出の2つの選挙によって議員を選びます。
東京都選出では候補者氏名を、比例代表選出では政党名又は候補者氏名を投票用紙に書いて投票します。
投票の順序・投票用紙は、次のとおりです。

- ①東京都選出(候補者氏名を記入) 薄い黄色
- ②比例代表選出(候補者氏名又は政党名等を記入) 白色

投票できるかた

- ①日本国民であること。
 - ②平成22年7月11日現在、満20歳以上のかた(平成22年7月12日以前に生まれたかた)
 - ③平成22年3月23日までに転入届を出し、引き続き東村山市に住んでいて選挙人名簿に登録されているかた
- ※投票用紙を間違えないようご注意ください。

期日前投票

投票日に、仕事・旅行・出産などの理由で投票所に行けないかたは、簡単な手続きで「期日前投票」ができます。なお、投票日には20歳になるかたでも、期日前投票を行うおうとする日に19歳のかたは、不在者投票になります。

期間 6月25日(金)～7月10日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市役所北庁舎1階第2会議室(下図参照)

在外投票

在外選挙人名簿に登録されているかたで、一時帰国した場合や、日本国内に住所を移した後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法(選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票)を利用して投票できます。

郵便等投票

◆対象

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、障害の程度が下表の①・②に該当するかた、又は介護保険法で規定する要介護者で下表の③に該当するかた

★郵便等投票ができるかたで、上肢・視覚障害の1級又は特別項症、第2項症に該当し、代理記載人を選任できるかたは、代理記載制度を利用することができます。ただし、あわせて申請を行う必要があります。

◆郵便等投票証明書の申請

郵便等投票を行うには、郵便等投票証明書が必要となります。選挙管理委員会にある郵便等投票証明書交付申請書に選挙人(本人)又は代理記載人(届出済のかた)が署名し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて、選挙管理委員会事務局(市役所北庁舎1階)へ申請してください。

郵便等による投票ができるかた

手帳等の種類	内容	等級等
①身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級又は2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
②戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	内臓機能の障害	特別項症～第3項症
③介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

投票所入場整理券は郵送します

投票所入場整理券は、世帯ごとに封書で6月24日以前に郵送します。

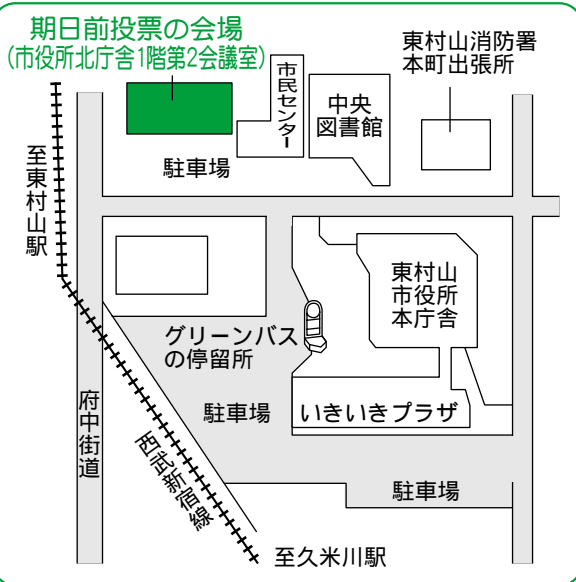
この入場整理券は、投票日時等の確認や事務処理を円滑に行うためのものです。投票当日に本人がお持ちください。

なお、入場整理券を紛失した場合や届かなかった場合でも、投票資格があれば投票できます。

選挙公報は各世帯に直接配布します

選挙公報は、投票日の2日前までに、シルバー人材センターの会員により各世帯に直接配布します。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局



投票所のご確認を

市内小・中学校の耐震工事等により投票所の変更があります。裏面の投票所区域一覧と投票所入場整理券で投票所の場所を再度ご確認ください。

開票は投票日(7月11日)当日に行います

時間 午後9時開始
会場 市民スポーツセンター(久米川町3-30-5)